

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和7年3月4日付け感対第932号（以下「本件処分」という。）で行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- （1） 審査請求人は、令和7年1月5日付けで埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別紙に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2） 本件開示請求に対し実施機関は、開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第10条第1号又は2号及び5号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、その存否を明らかにせず公文書不開示決定を行い、審査請求人に通知した。
- （3） 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について、同年5月2日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4） 当審査会は、本件審査請求について、令和7年10月1日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第406号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （1） 審査請求の趣旨

本件処分に係る不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

- （2） 審査請求の理由

以下の理由により、「開示請求に係る行政文書の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合」非該当である。

ア 既に住民訴訟訴状等に調停申し立ての事実が記載済みであり、調停被申立人は知事である点公知の事実となっている。

イ 調停申立人主体の固有名称等を黒塗りにすればよいだけである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 民事調停手続きについては、非訟事件手続法第30条により非公開とされており、調停があった事実に関しても公にされるものではない。したがって、民事調停に係る文書に対する情報公開請求について、当該文書の存否を答えることは、特定の民事調停が提起されたという事実の有無を明らかにするものであり、当該民事調停の当事者が個人である場合には、条例第10条第1号で不開示情報として規定する個人に関する情報を開示することとなる。また、当該民事調停の当事者が法人である場合には、条例第10条第2号で不開示情報として規定する法人等に関する情報を開示することとなる。
- (3) また、民事調停手続きが非公開とされている法の趣旨に鑑み、申し立てられた相手方である県についても、当該事案について公にされることはないという当事者として認められるべき地位を有し、民事調停を申し立てられた事実の有無を公にすることは、条例第10条第5号で不開示情報として規定する「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報を開示することになる。
- (4) よって、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求された公文書の存否を答えることは、特定の民事調停が提起されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであり、条例第10条第1号又は2号及び5号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、その存否を明らかにせず本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分の取り消しを求めて本件審査請求を行ったことから、当審査会では、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。開示請求があった場合、通常は開示請求に係る公文書が存在していれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかし、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

イ 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。本件開示請求で審査請求人が開示を求めている情報は、民事調停が埼玉県あてに提起されたという事実を明らかにする情報であることから、民事調停の当事者が個人である場合には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、条例第10条第1号本文に該当する。

次に、同号ただし書イの該当性について検討する。同号ただし書イは、「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとしている。審査請求人は既に住民訴訟訴状等に調停申し立ての事実が記載済みであり、調停被申立人は知事である点で公知の事実となっていると主張する。しかし、住民訴訟訴状等に調停申し立ての事実が記載され、調停被申立人が知事であることだけをもって、公知の事実とは認められない。加えて、当審査会の調査では、当該事実が明らかになっていることは確認できず、他に法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされている事情も認められない。

よって、条例第10条第1号ただし書イに該当するとはいえず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから、民事調停の当事者が個人の場合に本件存否情報を条例第10条第1号に該当するとしたことは妥当である。

ウ 条例第10条第2号該当性について

条例第10条第2号は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」はただし書として不開示情報から除外することとしている。本件開示請求で審査請求人が開示を求めている情報は、特定の民事調停が埼玉県あてに提起されたという事実の有無を明らかにする情報であることから、民事調停の当事者が法人である場合には、公にすることにより、当該法

人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第10条第2号本文に該当する。また、民事調停を提起したという事実は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

よって、民事調停の当事者が法人である場合に本件存否情報を条例第10条第2号に該当するとしたことは妥当である。

エ 条例第10条第5号該当性について

上記5（2）イ及びウのとおり、本件存否情報は条例第10条第1号又は第2号に該当することから、条例第10条第5号の妥当性については検討するまでもない。

オ 小括

以上のことから、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第1号又は第2号に規定する不開示情報を開示することになることから、条例第13条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないとして行った本件処分は妥当である。

（3） その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（4） 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

洞澤 秀雄、松村 好恵、田畑 麗菜

審議の経過

年 月 日	内 容
令和 7 年 1 0 月 1 日	諮問(諮問第 4 0 6 号)を受け、弁明書の写しを受理
令和 8 年 2 月 1 9 日	審議 (第三部会第 1 9 7 回審査会)
令和 8 年 3 月 1 9 日	審議 (第三部会第 1 9 8 回審査会)
令和 8 年 4 月 2 3 日	審議 (第三部会第 1 9 9 回審査会)
令和 8 年 5 月 2 8 日	答申

別紙

開示請求する公文書の名称又は内容

〇〇〇〇年〇月さいたま地裁より送達された、新型コロナ感染症発生届受理に関する埼玉県知事もしくは埼玉県あて令和〇（〇〇〇）調停文書受領後、ご担当者どのが作成されたすべての文書・起案等電磁的記録（提出された調停文書 copy・決裁に関わるすべての文書、処理表や内部での事前審査のメールなどを含む）
--